

中小企業政策審議会経営支援分科会

共済小委員会（第23回）

令和6年2月29日（木）

経済産業省中小企業庁

午前 10 時 00 分 開会

○井上経営安定対策室長 皆様、おはようございます。ただいまから「中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第23回共済小委員会」を開催いたします。

本日は改めまして、お忙しいところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本小委員会の事務局を務めます、経営安定対策室長の井上です。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、経営支援部長の松浦より御挨拶をさせていただきます。

○松浦経営支援部長 おはようございます。経営支援部長の松浦と申します。

委員の皆様におかれましては、小規模企業共済及び倒産防止共済の両共済制度について、日頃より御理解・御指導を賜り、感謝しております。

さて、本年は1月1日より令和6年能登半島地震が発生いたしまして、大きな被害をもたらしております。改めて今般の震災によってお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。私ども政府といたしましても、被災された全ての方々が一日も早く元の平穏な生活を取り戻すことができるよう、1月25日に「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」を取りまとめたところでございます。一日も早い復旧・復興に向け、被災地域の皆様に寄り添いながら、全力で支援してまいりたいと思います。

こうした中、小規模企業共済においては被災された加入者に対する無利子貸付けの実施などの特例措置を講じております。また、小規模共済に加え、倒産防止共済におきましても手続や必要書類の簡素化などの措置を行っていることをここに報告させていただきたいと思います。

さて、今回の共済小委員会におきましては、小規模企業共済におけます令和6年度の付加共済金の支給率について御審議いただくこととなっております。短い時間ではございますが、積極的に御議論いただき、忌憚のない御意見を賜りたいと思います。

本日はよろしくお願い申し上げます。

○井上経営安定対策室長 本日は、清水委員、助川委員、本澤委員については所要のため御欠席となっておりますが、委員総数12名のところ9名の委員に御出席いただいております。中小企業政策審議会令第8条に規定されております「過半数の出席」の定足数に達していることを御報告いたします。

それでは、配付資料につきまして御確認をさせていただきます。

お手元に、議事次第

委員名簿

資料1「中小企業政策審議会に対する諮問について」

資料2「小規模企業共済制度の令和6年度付加共済金の支給率について」を配付させていただきますが、ございますでしょうか。

なお、本日はリモートでの開催となっております。安定した通信環境の確保のため、発言者以外の方は必ずマイク・カメラをオフにいただき、発言なさる際のみ、御自身にて双方オンに切り替えるようお願いいたします。発言し終わりましたら、再度全てオフに切り替えてください。

御発言を希望される場合は、挙手機能を使用して挙手をお願いいたします。発言が終わりましたら、挙手をお下げください。

それでは、ここからの議事進行につきましては、山本委員長をお願いしたいと存じます。山本委員長、よろしくお願いいたします。

○山本委員長 皆さん、おはようございます。委員長を務めております、山本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、議事のほうに入りたいと思います。本日の議題は、お手元の議事次第を御覧いただきますと、1つだけですが、「小規模企業共済制度の令和6年度付加共済金の支給率について」ということであります。

早速ですけれども、この議題1につきまして、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○井上経営安定対策室長 それでは、資料1、資料2に基づいて御説明をいたします。

まず資料1は、経済産業大臣が中小企業政策審議会に対して付加共済金支給率の算定を求める諮問文書でございます。中小企業政策審議会は、本件について中小企業政策審議会運営規程第12条の規定に基づき中小企業経営支援分科会に付託し、中小企業経営支援分科会は共済小委員会に実質的な議論と報告を依頼するものでございます。

続きまして、資料2について御説明いたします。小規模企業共済制度の付加共済金の概要について、2ページを御覧ください。小規模企業共済の共済金については、予定利率に対応した固定額の「基本共済金」と、実際の運用収入などに応じて支給される「付加共済金」の合計額として算定する、いわゆる二階建ての方式となっております。この「付加共済金」は、運用収入などの状況に応じ毎年度定められる「支給率」を基に計算し、共済事由が発生して共済金の支給が受けられる、または準共済事由が発生して解約手当金を受けられるときに、基本共済金に上乗せして給付されるものです。

平成8年度の制度導入以降、平成30年度に初めて支給を実施、これまで3度の支給を実施いたしました。付加共済金の計算方法については、「(1)『支給率の基準となる率』の算定」にあるように、まず支給率の基準となる率を算定し、続いて「(2)『支給率』の決定」にあるように、その支給率の基準となる額をベースとしながら、当該年度以降の運用収入の見込額、そのほかの事情を勘案して支給率の決定をするという形になっております。

(1)の支給率の基準となる率は、①の付加共済金の原資を②の仮定共済金などの発生見込総額で割ったものであり、それぞれの算定方法は、小規模企業共済法施行規則第10条の2に具体的に規定されております。

(2)の支給率の決定段階では、(1)で計算した支給率の基準となる率をベースとしながら、当該年度以降の運用収入の見込額及びそのほかの事情を勘案して支給率を決定するものです。

次に、支給率の基準となる率の算定について御説明をいたします。3ページを御覧ください。分子のほうの付加共済金原資の算定結果でございます。算定結果は5747億円となりました。算定方法については、小規模企業共済法施行規則第10条の2で定める算定式に従って、イにあります当該年度の運用収入・掛金等収入からロの当該年度の共済金などの支払いに充てる額を減じ、そこからハにあります当該年度末以降の共済金などの支払いに充てるため、当該年度の前年度の責任準備金に積み増す額を減じ、さらにニにあります当該年度に業務等経理に繰り入れる額を減じ、それにホにある当該年度の前年度である令和5年度末の剰余金を加えて算出いたします。

イの令和6年度の運用収入・掛金等収入は、合計すると9331億円であり、この内訳が掛金等収入、運用収入、信託運用損益に分かれています。掛金等収入については、在籍者数を現時点の在籍者数から推計し、令和6年度末までの新規加入者については令和5年度までの実績を基に算出しています。

運用収入については、既に今持っている債券のクーポンについてはそのまま計上し、さらに令和5年度に残っている期間と令和6年度に購入するものについては直近の実績などを基に算定しています。

信託運用損益については、一部の資産については信託運用という形で外部に出して株式などで運用しているため、この段階ではこの将来的な収益についてはゼロ、つまり据え置きということで推計をしております。

ロの令和6年度共済金などの支払いに充てる額は、在籍者数をベースに直近3か年の実績脱退率から脱退者数を推計し、そこから共済金及び解約手当金の額を算定するという形で共済金等を算出しています。分割共済金は、脱退された方の一部は分割支給を選択されるため、そうした方に関する共済金について同じような形で推計をしており、これを合わせると合計で5668億円となります。

ハの令和5年度末の責任準備金に積み増す額は、将来の共済金などの支払いに充てるための責任準備金の令和6年度における増減を加味するものです。右側の小規模企業共済制度の税制収支予測の表の「(5)負債」中の「基本額に係る責任準備金」及び「分割責任準備金」の令和6年度見込みと令和5年度の差額の合計額は4099億円となります。

ニの令和6年度の業務等経理に繰り入れる額は、掛金の共済金などを管理する給付経理から運営費用を管理する業務等経理に繰り入れる額で56億円となります。運営費用については、従来は国から運営費交付金が措置されていましたが、平成27年度の財務省の予算執行調査において、運営に関する経費について、その収入をもって支弁することを基本とする運営を行うべきとの指摘を受けたことなどを踏まえて削減をされてきています。このような状況等を踏まえて、運営費用に充てるため、給付経理から業務等経理への繰入れを実

施しています。

ホは、令和5年度末の剰余金見込額です。こちらでも令和5年度末の剰余金見込額と同様の算定方法で算出し、6239億円です。

以上を合計しますと、5747億円となります。なお、右側の表は剰余金の額を財政収支ベースで整理したものでございます。

続いて、4ページを御覧ください。分母の算定結果とその過程でございます。仮定共済金の発生見込総額を算定したところ、9兆6680億円となりました。仮定共済金の発生見込額とは、基本共済金は掛金納付月数が36月以上の方に対して支払われることになるため、36月以降で掛金納付月数がちょうど何年となる時点、すなわち36月または36月プラス12月の整数倍の月数となる各月を基準月とし、令和6年度の基準月に全ての共済契約者が脱退したと仮定した場合に支給すべき共済金及び解約手当金の額、それに対して、共済事由ごとのそれぞれの発生割合を乗じて算定した額をいいます。

図にあります1ポツの吹き出しに記載しておりますように、在籍口数を1年ごとの掛金納付期間別に区分し、2ポツの囲みにありますように、区分した掛金納付期間別に事由別の仮定共済金などの発生見込額を算出いたします。

2ポツの囲みの中の一番上の列を例にしますと、令和5年度末での掛金納付年数2年の在籍口数に36か月のA共済事由が発生したときに幾ら支給されるかという額を乗じまして、それにA共済事由の発生割合を乗じます。B共済、準共済についても同様の計算を行い、これを足し合わせて掛金納付期間の総支払見込額を計算いたします。さらに、掛金納付期間の総支払見込額を足し上げて、これが9兆6680億円となりました。この総額の算出方法は、小規模企業共済法施行規則第10条の2に基づくものでございます。

以上の①の分子、②の分母から支給額の基準となる率を算定すると、5ページにありますように0.05945という数字が算出されました。その次に、支給率の基準となる率の算定として、この0.05945という率を基準として当該年度以降の運用収入の見込額、そのほかの事情を勘案して付加共済金の支給率を決定いたします。

続きまして、支給率の決定に当たってのそのほかの事情の勘案について説明をいたします。6ページ目を御覧ください。そのほかの事情を勘案するルールとしまして、平成27年の第5回共済委員会、平成30年の第11回共済小委員会、令和4年の第20回共済小委員会で決定された事項がございます。第5回の共済小委員会で定めたルールは、剰余金のうち2分の1に相当する額を積立金に充てることとするというものでございます。第11回の共済小委員会で定めたルールは、当該年度末の剰余金見込額から過年度の留保額と「推計リスク」として2σ分を控除し、残りの2分の1を付加共済金原資として計算するというものです。過年度の留保額については、平成30年度、令和3年度及び令和4年度に付加共済金の支給が発生しており、771億円が留保されているところでございます。

推計リスク2σ分については、次の7ページを御覧ください。算定時点で把握し得る最新の時価である令和6年1月末の委託運用資産額を基準として、14か月後の令和7年3月末

の利益剰余金を見込み、推計を行い、2765億円となります。第20回共済小委員会で定めましたルールは、8ページにありますとおり、支給率の算出方法に用いられる推計リスクに時価評価による値動きに伴う変動額に加え、満期保有債券の予定利率に対する潜在的な損失額を含めることとするというものでございます。

以上を踏まえまして、9ページを御覧ください。令和6年度末の剰余金見込額5747億円から、まず過年度留保額771億円を令和6年度末の剰余金見込額から控除いたします。ここから推計リスクとして2σ水準の推計リスクの2765億円と満期保有債券の予定利率に対する潜在的な損失額910億円を控除した残額1301億円の2分の1が650.5億円となり、これが付加共済金の原資に充てるべき額となりました。

これを踏まえて、10ページを御覧ください。付加共済金の原資に充てるべき額650.5億円を仮定共済金の発生見込額9兆9680億円で割ると、令和6年度の支給率は0.00673という数値となりました。

以上を踏まえまして、令和6年度の付加共済金支給率は0.00673とするという形で支給率を決定することによってよろしいかどうか、お諮りするものでございます。

事務局からの説明は以上となります。

○山本委員長 ありがとうございます。

大変丁寧に御説明をいただいたかと思います。それでもやや複雑な数式ですので、御疑問の点等もあろうかと思いますが、ただいまの御説明につきまして、御質問、あるいは御意見のいずれでも結構ですので、御自由にお出しいただければと思います。オンラインですので、「手を挙げる」という機能が画面の右上のほうに出ていると思いますので、そこを押していただく、あるいはミュートを切って直接お話しいただいても結構ですが、いかがでしょうか。

津田委員、お願いいたします。

○津田委員 津田でございます。御丁寧な御説明をありがとうございます。

私から1点御確認させていただきたいところがございまして、過年度留保額についてなのですけれども、過年度留保額は今回771億円に新たに650億円相当が足されて1421億円になるという理解をしたのですけれども、それで合っているかということと、あとはこの過年度留保額というのが積み重なっていったときに、こういったタイミングでルールの見直しをするかというコンセンサスみたいなものができているのかどうかというところを確認できればと思いますけれども、お願いできますでしょうか。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、井上さんから御説明いただけますか。

○井上経営安定対策室長 まず、過年度留保額の計算方法については、委員御指摘のとおりでございます。

それから、過年度留保額がどの程度積み上がった場合にどういうルールかということについては、現時点で特に定まったルール等はござい ません。ある程度積み上がった段階で、

またこの場でいろいろ御議論・御審議をいただければと考えているところでございます。

○津田委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。この留保額というのは基本的にはこの制度の安定的な継続を図るために、端的に言えば全額を戻すのではなくて半額は留保しておいて、制度の安定性を高めるという趣旨だったかと思えますけれども、今後、これがどんどん積み上がっていけば、そのときにまたどうするのかということは当然御議論いただくことだと思いますが、現段階においてはこのルールでやっているということかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員 大橋です。どうも丁寧な御説明をありがとうございました。

今、留保額についてちょうど御質問と御指摘がありましたので、それとちょっと関わるということで発言したいと思います。今回のこの決定に関しては、あらかじめ定められたルールに基づいて出た結果ということで、私としてはこのとおりだと考えておりますので、そのことではなく将来のことについてなのですけれども、1点コメントだけしておきたいと思ひまして、それは何かといいますと、付加共済金はどのように導入されたかというところ、私の記憶では、低金利の中で予定利率を下げざるを得なかったというときに、あまり低いことに対してもしも剰余金が出たら、少しは還元しようということで、予定金利を下げる代わりに導入されたものと理解しております。将来、金利がまた上昇してきたというときに、また予定利率を上げることが可能になったときには、この付加共済金をどうするかということに関してはまた話し合っていたきたいと思います。

というのは、すぐにお分かりになると思ひますけれども、留保金が増えていくということも、さっきのお話とは逆の方向で、付加共済金が増えていくということは資産が増える一方負債も増えていくということであって、資産が増えていくことによってこの制度をより安定的なものにしようとする一方で、うまくいって、例えば株高みたいな形で資産が増えますと、負債も増えていってしまうというところがありますので、そこはまた今後、今回のことではなく将来的にまたお考えいただければありがたいなと思ひています。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。長期的な視点からの御指摘をいただいたかと思ひます。

他に御意見はございませんでしょうか。

この算定式は私自身も関わってまいりましたけれども、先ほどの留保金の件もそうですし、あるいは 2σ というのを控除するというのは基本的には将来発生するリスク、それも40年に一度程度ということが資料に記載されていますが、そういうかなり希有な事態が起こった場合のリスク等も勘案して控除額を決定するというところで、かなり慎重な形でこの付加共済金というのを支給していくということで、今、お話があった相当厳密な算定式をルール化したということがあったかと思ひます。近年は比較的マーケットの状況が好調で、

とりわけ今年は御存じのような状況にあるということもあって、今回、このような形で付加共済金が出せるということになったということかと思います。

今回、事務局から提示された案につきましては、今、若干の御質問、あるいは将来の注意点等の御指摘をいただきましたけれども、特段の御異論は出されなかったと理解しましたが、当小委員会として今の御報告について了解するということによろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山本委員長 ありがとうございます。御異論はないと理解させていただきたいと思います。

それでは、この事務局提案の結論部分、令和6年度の付加共済金の支給率は0.00673とするということについて御異論がないようでしたら、当小委員会の議決ということにしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、御異論がないと理解いたしましたので、これに基づき、中小企業政策審議会運営規程に基づき、本小委員会の今の議決を中小企業政策審議会経営支援分科会に諮ることとし、そこで御承認をいただければ、中小企業政策審議会会長の御同意を得た上で中小企業政策審議会の議決として経済産業大臣への答申とさせていただきたいと存じます。

それでは、以上で本日予定しておりました議題についての御審議はいただけたかと存じますけれども、事務局から何か事務連絡等がございましたら、お願いいたします。

○井上経営安定対策室長 事務局からは特段事務連絡等はございません。

ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の委員会の審議は終了とさせていただきます。

短時間ではありましたが、熱心な御議論、御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

午前10時29分 閉会